

# 時効の援用をすぐに行いましょう！ (過去、消費者金融やクレジットカードで借りたまま放っている皆様へ)



過去に、消費者金融やクレジットカードで借りたまま放っている皆様へお伝えしたい重要なことがございます。

大塩行政書士法務事務所は、格安、時効の援用サービスを、日本全国で展開していますが、もう時効の援用はできないケースもたくさん聞いています。

時効の援用ができる要件を満たしていても、時効の援用を行わないと時効は完成しません。

時効が完成していない場合、貸主（消費者金融やクレジットカード会社または債権回収株式会社等）は、あの手、この手で、時効を中断させようとしています。

時効の中断とは、時効がリセットされてしまうことです。

とんでもなく膨らんだ利息とともに、お支払いされますか？

ある日突然、貸主等から、次のようなアクションが起こります。

### ケース①時効を中断させようと…

あなたはA社から借りられました。そのA社から手紙が届きました。文面には怖い文言が…

そこで、電話を掛けました。

「返済の意思はあるのですか？」と聞かれ、「あるのですが、お金がないのです」と回答。

返済の意思表示を行いますと、時効は中断します。

また、「1,000円だけでも振り込んでもらえれば、もう手紙は送れませんよ」と言われ、振り込みました。時効は中断します。

### ケース②債権譲渡

あなたはA社から借りられました。しかし、ある日、聞いたこともないB社から手紙が届きました。

文面には、A社の債権は、B社に譲渡された旨、そして怖い文言が…そこで、電話を掛けました。

以下、ケース①と同様の結果になります。

### ケース③裁判所から手紙が…

ある日、裁判所から手紙が届きました。A社が裁判所に支払督促を申請しました。

これは大変です。もう時効の援用はできない可能性がございます。

上記全てのケースに於いて、もう時効の援用はできず、とんでもなく膨らんだ利息とともに支払う義務が生じます。更に放っておきますと、あなたの財産(給与等含む)の差押えにも発展する可能性がございます。

## どうすればいいのか？



ケース①からケース③のみならず、過去5年以上取引（借りたり、返したり）のない消費者金融やクレジットカード等からの借金がありましたら、今すぐにでも時効の援用を行うべきです。  
※要件次第では、10年以上になる可能性もございます。

要件を満たし、時効の援用を行いますと、時効は完成します。

時効の完成とは、借金がゼロになることです。

また、これらの過去の借金は、CICやJICCといった個人情報機関にデータが残り、あなたはローンを組むこともできない、新規カードを持つこともできない可能性がございます。

時効の援用とともに、信用情報を削除依頼します。

過去に借りたままで心当たりがございましたら、まずは、お気軽にお問合せ（06-6585-9548）下さい。

風俗営業許可(スナック、ラウンジ、クラブ、キャバクラ)申請を放っておき、営業すると…

## 大塩行政書士法務事務所

大阪市西区阿波座2-4-3 坂本ビル202

TEL 06-6585-9548

インターネットからは「時効の援用 格安」と検索して頂ければ、  
有料広告を除き、特設サイトが1位表示されています。  
特設サイトは、<https://jikouenyou.jimdofree.com/> です。

特設サイトから、インターネットでのお問合せ、お申し込みも可能です。

日本全国対応中です！借金をゼロにしませんか？

